

北海道告示第10882-2号

北海道が平成27年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

平成27年11月24日

北海道知事 高橋 はるみ

(経済部所管分その1)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 炭鉱保安確保設備整備事業 国の「産炭国石炭採掘・保安技術高度化事業」の推進に協力するため、炭鉱の保安確保に必要な設備機器の設置等に対して予算の範囲内において補助を行い、炭鉱の保安の確保を促進し石炭鉱業の安定を図る。	道内において「産炭国石炭採掘・保安技術高度化事業」による海外研修生の受入れを行う石炭会社	次に掲げる保安専用機器等の購入・設置に要する経費 (1)集中監視装置 (2)救命機器 (3)坑内冷房装置 (4)帯電防止加工品 (5)保安専用計測機器 (6)坑内移動式集じん装置 (7)仕繰拡大専用機器 (8)特殊防じんマスク (9)高照度安全電灯 (10)不燃化・難燃化専用機器 (11)炭壁注入装置 (12)非常用排水ポンプ (13)難燃性コンベアベルト (14)救護隊用機器 (15)坑道維持資材	10分の1以内	経済第4号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第4号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局長又は 振興局長	総合振興局長又は 振興局長	
2 坑内採炭設備整備事業 国の「産炭国石炭採掘・保安技術高度化事業」の推進に協力するため、新たな坑道開発に伴う坑内採炭設備に必要な設備機器の設置等に対して予算の範囲内において補助を行い、計画的な坑道開発による採炭体制の維持を促進し石炭鉱業の安定を図る。	道内において「産炭国石炭採掘・保安技術高度化事業」による海外研修生の受入れを行う石炭会社	次に掲げる新たな坑道開発に伴う坑内採炭設備に必要な設備機器の更新に要する経費 (1)採炭に必要とされる機器 (2)切羽維持のため必要とされる機器	10分の1以内	経済第4号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式	経済第4号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局長又は 振興局長	総合振興局長又は 振興局長	